

電気用品製造事業届出書の記載例

様式第1 (第3条関係)

(記載例を斜体で表示)

電気用品製造事業届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿

登記上の記載とする

工場所在地を管轄する経済産業局長宛  
ただし、工場所在地が複数の経済産業局  
の管轄区域内にまたがる場合は、経済産  
業大臣宛

東京都千代田区霞が関〇丁目△番×号  
PSE株式会社  
代表取締役 電安 太郎

社印及び社長  
印は不要

電気用品安全法第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 事業の開始の年月日 〇〇年〇〇月〇日

事業届出は、事業開始  
日以降30日以内に  
届出が必要

2. 製造する電気用品の区分 電子応用機械器具

届出は、製造する電気用品の区分ごとに必要

3. 当該電気用品の型式の区分 別紙のとおり

電気用品名と型式の区分表をまとめて別紙とすることができる。  
また、同一の電気用品区分であれば複数列記し、型式の区分表を別紙とすることもできる

4. 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

(1) 本社工場 東京都千代田区霞が関〇丁目△番□号  
(2) 〇〇工場 △△県□□市◇◇〇丁目△番□号

生産工場すべて  
の記載が必要

5. 専ら輸出するための当該電気用品の製造の事業を行おうとする者にあつては、  
その旨

なし

国内での販売を考慮している場合は、「なし」を記載。当該  
製品が、輸出用(日本国内で販売しない)の電気用品の場合、  
輸出専用のものであることを記載する(施行令第4条)

連絡先: 品質保証部 電安 二郎 電話: 03-3501-△△△△

連絡先(担当者名、電話等)を余白に記載

別紙: 型式の区分表(例)

電気用品の区分      電子応用機械器具

電気用品名          テレビジョン受信機

届出の内容(新規届出/追加/削除の別)		新規届出	新規届出	新規届出	新規届出	新規届出
製品名・型番等(メモ欄)		TV-01	TV-02	TV-03	TV-04	TV-05
型式の区分		整理番号等				
要素	区分	①	②	③	④	⑤
定格電圧	(1) 125V以下のもの	○	○	○	○	○
	(2) 125Vを超えるもの					
形状	(1) 携帯用のもの					
	(2) その他のもの	○	○	○	○	○
表示素子の種類	(1) ブラウン管のもの	○				
	(2) 液晶のもの		○			
	(3) プラズマのもの			○		
	(4) その他のもの				○	○
表示素子の寸法(直視型のブラウン管の場合に限る。)	(1) 37.5cm以下のもの	○				
	(2) 37.5cmを超え52.5cm以下					
	(3) 52.5cmを超え72.5cm以下					
	(4) 72.5cmを超えるもの					
電源スイッチ(機器本体に取り付けられ、操作することによって機器の主機能の動作が可能となるスイッチのことをいい、自動スイッチ及び自動温度調節器を除く。)	(1) あるもの	○	○	○	○	○
	(2) ないもの					
電源電線と器体との接続の方式	(1) 直付けのもの	○	○	○	○	
	(2) 接続器利用のもの					○
遠隔操作機構	(1) あるもの	○	○	○	○	○
	(2) ないもの					
二重絶縁	(1) 施してあるもの	○	○	○	○	○
	(2) 施してないもの					